別記様式第2の8

別記様式第１別紙３（１）又は別紙４（２）①の施設等の番号	

自然公園法第20条第3項の特例措置
（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第5号又は第6号）関係

自然公園法第20条第3項の特例の適用を受けようとする者	住　所	
	氏　名（ふりがな）（法人等にあっては、名称及び代表者氏名）	
国立・国定公園名		
目　　的		
場　　所		
行為地及びその付近の状況		
行為の内容	工作物の新改増築	
	木竹の伐採	
	鉱物の掘採又は土石の採取	
	水位（水量）に増減を及ぼさせる行為	
	広告物の設置等	
	土地の形状変更等	
	その他の関連行為	
施行後の周辺の取扱		
予定日	着　　手	年　　月　　日
	完　　了	年　　月　　日
備　　考		

（注）1　「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記載すること。なお、これらが地域脱炭素化促進施設等の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生、着生する動植物等周辺の状況を示す上で必要な事項及び水位（水量）に増減を及ぼさせる行為がある場合は現在の水位（水量）（一定の期間ごとに水位（水量）が異なる場合には、その期間別の水位（水量））（水量の単位は立方メートル毎秒）を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

3 「工作物の新改増築」欄には、工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩を記載すること。主たる行為である場合はその旨を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

4 「木竹の伐採」欄には、伐採樹種、伐採面積、伐採本数を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

5 「鉱物の掘採又は土石の採取」欄には、鉱物（土石）の種類、掘採（採取）方法、掘採（採取）量、掘採（採取）設備、掘採（採取）に伴い土地の形状を変更する面積、掘採（採取）後の土地の形状を記載すること。主たる行為である場合はその旨を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

6 「水位（水量）に増減を及ぼさせる行為」欄には、水位（水量）の増減の及ぶ範囲、水位（水量）の増減の原因となる行為・設備等、水位（水量）の増減の内容（当該行為による水位（最高水位、最低水位等）又は水量（取水量、放流量等）の変化）を記載すること。一定の期間ごとに水位（水量）の増減の内容が異なる場合には、その期間別に記入すること。主たる行為である場合はその旨を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

7 「広告物の設置等」欄には、独立して設置する場合の敷地面積、広告物を掲出又は表示する広告物の種類及びその箇所、規模及び構造、主要材料、色彩、表示の内容を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

8 「土地の形状変更等」欄には、土地の形状を変更する面積、工事の方法、変更後の土地の形状を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

9 「その他の関連行為」欄には、支障となる動植物の除去、残土量とその処理方法、工事用仮工作物の設置等、当該行為に伴う行為の内容を具体的に記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

10 「施行後の周辺の取扱」欄には、跡地の整理、修景のための植栽等風致景観の保護のために行う措置を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

11 「予定日」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。行為ごとに期間が異なる場合は、それぞれ記載すること。

12 「備考」欄には、次の事項を記載すること。

ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合にあっては、その手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合にあっては、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 過去に自然公園法（昭和32年法律第161号）の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

（添付書類）

自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第11条各号に規定する許可基準を満たしていることを示す以下の書類を添付すること。ただし、行為の規模が大きいため、各号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

(1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真

(3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）

(4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の修景図

(5)(1)から(4)までに掲げる図面について、整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じものは、省略できる。

(6)行為(道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。)の場所の面積が1ヘクタール以上である場合、行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築(自然公園法の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。)である場合又は行為が当該行為の場所若しくはその周辺の風致若しくは景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認められる場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書類

①当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質

②当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用

③当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置

④当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあっては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果

(7)その他、行為の施行方法の表示に必要な図面